

車上ねらい 注意!

車は必ずドアロック!



財布、カバンは車に残さないで

「少しの時間だから」の考えで無施錠は大変危険!

- 1 少しの時間でもロックをしましょう
- 2 車内に貴重品を絶対に置かないようにしましょう
- 3 盗難防止装置をつけましょう
- 4 明るい場所に駐車しましょう



融雪期における事故の防止

寒暖差が大きくなり、屋根からの落水雪により下敷きになったり、屋根の雪下ろし中の転落によって命を落とすなどの事故を未然に防止するため、次の事を注意しましょう

- ・ 屋根の雪は早めに下ろしましょう
- ・ 雪下ろし作業は、転落防止の措置を講じ複数人で行いましょう
- ・ 危険な軒下は歩かないようにしましょう



狩勝味

ミニ広報紙
3月号

新得警察署
署所在地交番
中村健一
TEL64-0110

北海道警察官を募集します!

「誰かの笑顔を守る。そんな仕事がある。」

2019年北海道警察官採用試験実施

試験概要

採用予定人員	200名程度
男性A区分	115名程度
男性B区分	30名程度
女性A区分	40名程度
女性B区分	15名程度
受付期間	3月1日～4月12日
第一次試験日	5月18日
第二次試験日	6月下旬から 7月下旬

興味のある方は是非新得警察署へ
TEL 0156-64-0110(内線211)



冬山登山 バックカントリースキー は危険です!

1月25日サホロススキー場で冬山登山やバックカントリースキーを安全に楽しんでもらおうと、スキー客に注意を呼びかけました

《注意事項》

- ・ 天候・雪崩状況の確認をしましょう!
- ・ 地形・ルートの確認をしましょう!
- ・ 冬山装備で入山しましょう!
- ・ 登山計画書を提出しましょう!



平成31年1月中の新得町内事件、事故発生状況

事件	0件
物件事故	13件



新得警察署ホームページアドレス <http://www.shintoku-syo.police.pref.hokkaido.lg.jp>



交番速報



「元号の改元による銀行法改正について」と題した封書は詐欺です!!

これが新たな手口です! だまされないので!

元号の改元による銀行法改正について

平素は、一般社団法人全国銀行協会加盟銀行を日頃よりご利用頂き誠に有難う御座います。

この度、2019年5月1日からの元号の改元による銀行法改正に伴い

「個人情報記入書類の変更・新規作成」

「キャッシュカード紛失・盗難によるATMの不正操作防止」の為、

全金融機関のキャッシュカードを不正操作防止用キャッシュカードへ変更となりました。

つきましては、下記のとおりお手続きください。

・「個人情報記入書類の変更・新規作成」

銀行法改正によるシステム変更の為、2019年1月1日までに氏名・住所等変更がある場合には、別紙記入欄にご記入の上、返送用封筒でご返送下さい。

・「キャッシュカード紛失・盗難によるATMの不正操作防止」

銀行法改正により全金融機関の不正操作防止用キャッシュカードへの変更が2019年より順次開始の為、別紙記入欄に[銀行名・支店名・口座番号・暗証番号]をご記入し、現在お使いのキャッシュカードを返送用封筒に同封し、ご返送ください。

*現在お使いのキャッシュカードを返送後は新しいキャッシュカードが届くまで、ご利用出来なくなりますが、3日程で新しいキャッシュカードが届きますので、届き次第後利用可能となります。

*尚、この通知が届きましたら、2日以内にお近くの郵便ポストへの、投函お願い致します。順次対応の為、対応が大変遅れてしまう恐れがございます。

一般社団法人全国銀行協会

〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1

上記のような封書を送りつけて、次のような指示が書いてあります。

- **2019年5月1日からの元号の改元による銀行法改正に伴い、全金融機関のキャッシュカードを不正操作防止用キャッシュカードに変更する手続が必要です。**
- **「キャッシュカード変更申込書」に「銀行名・支店名・口座番号・暗証番号」等を記載し、現在お使いのキャッシュカードを同封し、返信用封筒で返信して下さい**

これは新たな詐欺の手口です。届いてもあわてず、警察に相談しましょう!

交 番 速 報

車は必ずドアロック！



「少しの時間だから」の 考えで無施錠は大変危険！

被害防止のポイント

- 車内に荷物を置きっぱなしにしないようにしましょう
- 明るくて管理された駐車場を利用しましょう
- 盗難警報装置、防犯カメラ、センサーライト等の防犯機器を活用しましょう



ツイッターで防犯情報等発信中！

ツイッター 北海道警察 防犯情報

検索



新 得 警 察 署

あなたの物はありませんか？

公民館の忘れ物

「取りにき展！」

1年分の公民館の忘れ物・落し物をロビーに並べます。

お心当たりのある方は、直接ご確認の上、管理人にお申し出ください。

展示期間 3月11日(月)～22日(金)

展示場所 公民館ふれあいロビー

展示物 傘、手袋、帽子、小物等

その他 期間中に確認がとれなかった

忘れ物については処分いたしますので、ご了承ください。



(社会教育課社会教育係 64-0532)

見守り
新鮮情報

友達がスマートフォンを使っているので便利そうだと思い、携帯電話会社の店舗に行った。使い方も何もかも分からないことを告げると、使い方を教えてくれるというので



契約することにした。すると、スマートフォンの他に「画面が大きく便利だ」とタブレットを、「まとめると安くなる」と光回線や電気の契約を勧められ、よく分からないまま契約してしまった。しかし、スマートフォンもタブレットも使いこなせない。(70歳代 男性)

スマートフォン買ったものの
使いこなせない…

スマートフォン購入の際は、自分に合っているかを事前に確認してからにしましょう。光回線等の目的以外のものを勧められても分からないときは断りましょう。

新得町消費者被害防止ネットワーク
(町民課住民活動係 64-0528)

路線バス運休日のお知らせ
(屈足早朝便、屈足線、上佐幌線)

学校春休み期間中(3/23～4/7)の路線バス(屈足早朝便、屈足線、上佐幌線)は一部運休となります。3月下旬から4月上旬の運行状況は、下記のとおりとなります。

	月	火	水	木	金	土	日
日にち	3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
屈足早朝1便	×	×	×	×	×	×	×
屈足早朝2便	△	△	△	△	△	×	×
屈足線、上佐幌線	×	×	×	×	×	×	×
日にち	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
屈足早朝1便	×	×	×	×	×	×	×
屈足早朝2便	△	△	△	△	△	×	×
屈足線、上佐幌線	×	×	×	×	×	×	×

※「○」＝通常運行、「△」＝臨時運行、「×」＝運休

※新帯線(南新得発8:50、11:20、帯広駅発7:15、9:40、13:00)は、通常どおり土曜・日曜・祝日が運休となります。

※コミュニティバス「そばくる」は通常運行します。(日曜・祝日・12/31-1/3は運休)

(地域戦略室地域戦略係 64-0521)

4月8日(月)
から全便通常運行

高等学校生徒通学費等補助制度のご案内

経済的理由により高等学校に修学することが困難と認められる生徒の保護者の負担を軽減し、教育機会の均等を図ることを目的に、通学費、下宿代の一部補助を実施しております。
下記の対象基準を満たしており、補助を希望される方は、期日までに申請をおこなってください。

- ★内 容 通学費補助(通学費定期代の1/2)※上限18万円
下宿代補助(下宿代の1/2)※上限18万円
- ★対 象 者 ①新得町立中学校を卒業し、平成31年4月時点で十勝総合振興局内の市町村に存する高等学校に在籍する生徒の保護者であること
②生徒又は保護者が町内に居住していること
③収入が基準内であること
(収入基準目安)

世帯構成	収入目安
3人世帯	300万円程度
4人世帯	360万円程度
5人世帯	400万円程度



★申し込み 平成31年4月15日(月)まで

- ★その他
- ・中学校にお子様が生籍している保護者へは、学校を通じて必要書類を配布します。
 - ・平成30年度に補助を受けられた方へは、書類一式を直接お送りしております。
 - ・その他で補助を希望する方は、教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

(学校教育課総務係 64-0531)

所得税の確定申告は 3月15日(金) までです!

- ・詳細はお知らせしんとく1月号・2月号表紙をご覧ください。
- ・3月18日(月)以降は、新得町役場および屈足支所では、申告書をお受けできません。
- ・申告関係書類、封筒等は引き続き新得町役場と屈足支所に設置しておりますので、申告書をご自身で作成し、帯広税務署の窓口に持参または郵送していただくことになります。
- ・申告書の書き方や、税制に関するご相談は随時お受けいたします。

【帯広税務署(右側地図参照)】

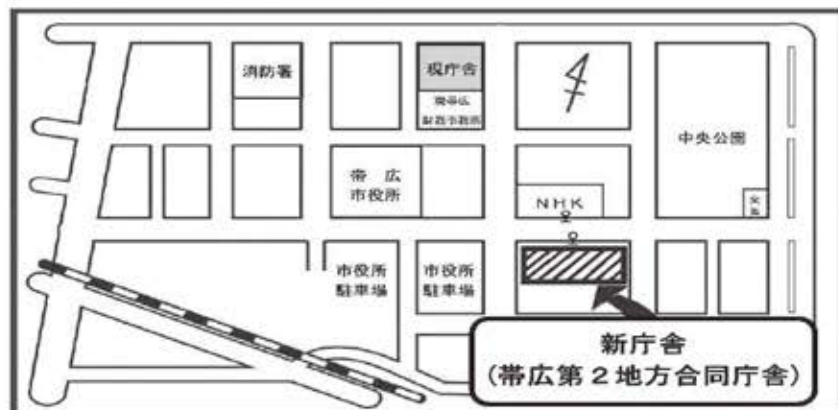
〒080-0015

帯広市西5条南8丁目

帯広第2地方合同庁舎

電話 0155-24-2161

(電話発信後、案内に合わせて番号を押すと、つながります)



(税務出納課課税係 64-0526)

トラクター等をお持ちの皆さまへ 忘れていませんか？

軽自動車税の申告

農地などで使う小型特殊自動車は、道路を走らなくても軽自動車税の申告が必要です。

新しく取得または、現在お持ちの農耕作業用等の小型特殊自動車でナンバープレートが付いていないものがありましたら、すみやかに税務出納課 課税係または屈足支所で申請し、交付を受けてください。

税額は小型特殊自動車（農耕作業用：トラクター、コンバイン等）が2,000円、

小型特殊自動車（その他：フォーク・リフト、ショベル・ローダ等）が5,900円です。

「Q&A」

Q① 事業所内しか使用しなくても（公道を走らなくても）ナンバープレートが必要？

A① 軽自動車は所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは無関係です。

Q② 現在使用していない車でも軽自動車税はかかる？

A② 現在使用していない車は申告の必要はありませんが、軽自動車税がかかっている車を使用しなくなった場合、廃車の申請をしないと税金はかかり続けます。

Q③ 小型特殊自動車ってどんな車両？

A③ 下記のとおりです。



○特殊自動車（農耕作業用自動車を除く）の分類

A. 車両の長さ	B. 車両の幅	C. 車両の高さ	D. 最高速度
4. 7m以下	1. 7m以下	2. 8m以下	15km/h以下

A~Dのすべての要件の範囲内	小型特殊自動車 【軽自動車税の申告】
それ以外の事業用であれば	大型特殊自動車 【固定資産税（償却資産）の申告】

※排気量の制限はなし

○農耕作業用自動車の分類

最高速度が35km/h未満	小型特殊自動車【軽自動車税の申告】
最高速度が35km/h以上	大型特殊自動車【固定資産税（償却資産）の申告】

※車両の大きさ、排気量の制限はなし。

★申告をしなかった場合★

正当な理由がなく申告しなかった場合は、10万円以下の過料が科せられる場合があります。

(町税条例第88条)

税の申告に関する不明な点については、下記までお問い合わせください。

(税務出納課課税係 64-0526)